

第49回（令和3年度第10回） 新型コロナウイルス感染症対策会議

R3.7.15 PM1:45～

5F 大会議室

出席者：金井会長、水谷・神田・廣澤副会長、桃木・松本・丸木・
登坂・松山・長又・寺師・鹿嶋・小室常任理事

県保健医療部 ワクチンチーム 秋田企画幹、涌井主幹
感染症対策課 横内課長、飯澤副課長

金井会長

本日も県担当者に出席いただいている。まず、ワクチンチームから説明をお願いする。

秋田企画幹

まず感染動向について簡単に説明する。6月30日の週と7月7日の週で比較すると、東京に接しているところが多くなってきている。現在、県内でまん延防止等重点措置地域となっているのは、さいたま市と川口市であるが、それ以前は15市町となっていた。2ページはその15市町の最近1週間の10万人当たりの新規陽性者数を比較したものである。さいたま市、川口市以外でも、伸びているところがあり、都内に接するところが多少心配というところもあり、20日以降、1週間に1回、専門家会議を開催し、対策について議論いただくこととしている。

続いてワクチンの話しであるが、高齢者向けワクチンについては、各市町村が接種目標率を定めており、県内の平均は71.3%となる。3ページをご覧くださいと、既に接種率が70%を超えており、7月が終わる3週間前に接種目標率を超えたこともあり、各市町村により多少のばらつきはあるが、県内全域をみると恐らく7月末までに最初の目標の部分は超えてくるだろうと考えている。ただ、各市町村が見込んだ目標率以上に高齢者のワクチン接種の希望が多いようで、依然として1日1%以上の伸びが続いている。恐らく実際の見込みとは違い、80%くらいまで伸びると予測している。2回目も1回目と同様の形で伸びているため順調に2回目も接種していると思われる。高齢者の見通しがたったところについては、高齢者以外の住民接種も進んでおり、プラス1日16,844人という数字も出ているので、高齢者以外

にも着手しているところが出ているという状況である。4 ページは 1 日当たりの接種ペースを VRS 入力ペースで示したものである。各都市医師会に協力いただき、個別接種の掘り起しをして、その結果、6 月 10 日に記者発表した時点では、個別接種で概ね 1 日当たり 4 万件、市町村の集団接種の 2 万件を合わせると 6 万件的接種能力を確保したという発表をした。実際にそのとおり 1 週間の移動平均でも 7 万を超える時期もあり多少の凸凹はあるが、直近では 6 万 5 千となっている。移動平均でこれだけのばらつきが出てきているのは、VRS が入力しづらいということがあり、市町村で回収し、入力しているところもある。地区によってはかなりのラグが生じている。最近、ワクチンの分配にも VRS を勘案し始めているため、その時期となると市町村が頑張っているため、高いところだと 7 万、低いところだと 5 万というばらつきがあるが、実態部分でみると恐らく 6 万件を超える数字で動いているだろうとみている。

最近ワクチンの分配が非常に少なくなっている。そのあたりの全体像を説明する。5 ページは供給の見込みである。全国で 4 月、5 月、6 月は 1 億回分分配している。特に 4 月はほんの僅かであったが、5 月、6 月はまとめて高齢者の分を一気に分配し、医療従事者分も 4 月中、下旬あたりから一気に分配し始めたこともあり、5 月、6 月の 2 カ月は非常に多くのワクチンが分配された。ファイザーのワクチンは 2 週間ごとに分配されるが、この時期は大体平均すると平均 100 万回分は分配されていたこととなる。6 月末までに高齢者分のワクチンの分配が終了して、7 月の頭から一般分のワクチンの分配が始まっているが、これが大きく下がっている。1 億回分が 7 千万回分となっており、特に 4 月の分を除いて比率で考えると 7 月以降は総数で平均 63 万回分くらい減るだろうと予測していた結果、実際に実績をみても、7 月 5 日、12 日の週の第 9 クールは本県へは、66 万回、第 10 クールが 63 万回、第 11 クールも大体 63 万回となっており、国の総量が 7、8、9 月は恐らく 1 万箱ペースで続くと思われるので、どういう配り方をするかは分からないが、国で追加確保ができない場合は、このペースで続くことが予想される。国は 10 月までに国民全員分のワクチンを分配すると言っており、10 月は 2 千万回分となっているが、7、8、9 の 3 か月分を 3 で割ると 2 千 3 百万回分くらいで、それより減るため、本県へは 53 万回分くらいになるのではない

いかと思われる。今までの高齢者分は、ある程度余裕をもってたくさん
のワクチンが短い期間で配られたため、早い接種ペースが保てたと
理解している。市町村の予約を開く際も、1 回目の接種をして2 回目
の手当てがない中で、予約いただくわけにもいかず、どうしても抑制
傾向になると思われ、そこを国はあまり斟酌せず、回数上、10 月ま
でに人数分が配られるので、11 月には終わると説明しているが、お
かしな話であるため、県としては議会等ともタッグを組み、国に要望
していこうと考えている。

6 ページは昨日示された第 11 クールの分配の考え方である。国の
考え方は全国で 1 万箱、そのうち 8 千箱はこれまで国が基本計画枠
として、各市町村に約束された事前に予告しているものである。今回、
国は在庫日数と呼んでいるが、VRS 上の入力がないワクチン
は全て在庫と考えて、各市町村の接種ペースで割り算すると、何日
間でそれを消化できるという数字が出てくる。それが 6 週間を超えて
いるものは、機械的に市町村の基本計画枠を 1 割削減するという考え
方を示してきた。今回は、6 月 25 日から 7 月 6 日までに接種した
分で、VRS に入力してあるものが対象となった。国は VRS を基準に
考えてきているので、入力はなるべくラグがないように入力する必要
がある。もうひとつ、国は県の集団接種には、モデルナのワクチンを
配ると言っていたが、モデルナとして要求していた分が、急遽ファイ
ザーに振り替わった。一応、都道府県には、別枠で分配すると言っ
ており、全国で 394 箱分配された。今回、別枠で分配したが、分配し
たものの 8 割は、県が市町村に配れるものから削減すると言ってきた。
正直、別枠でも何でもないが、国のするがしこいところは、10 割に
しないところである。今後、都道府県が止めてしまうと、これが召し
上げられて市町村に帰ってこないこととなり、2 割分も取られてしま
うことになる。県内の住民への接種の回数とすれば、集団接種会場を
やったほうが得であるが、大半が調整枠から削られてしまうこととな
る。この 394 箱の 8 割を削った残りが、県が各市町村に分配できる
分となっているので、県の裁量がきくのは、わずか 69 箱分である。
まとめると、配分総数が全国で 1 万箱に対し、埼玉県にファイザーが
きたのは 547 箱。そのうち基本計画枠が全国で 8 千箱のうち、埼玉
県は 461 箱だったが、1 割削減の考え方の中で 10 箱削減されて、
451 箱が基本計画枠として国が決めた分となった。547 箱から 451

箱を引くと96箱で、そのうち27箱が集団接種用となるため、それを引くと、96箱が県の裁量により市町村に分配される分となる。その分配の方法は、正直国の言う在庫はないものと考えている。そのため、現在の接種ペースを勘案し、案分させていただいた。その結果が7ページのとおりである。川越市、所沢市、春日部市が1割削減の対象となってしまったところである。濃い色塗りをしてあるところは広域接種をしているところとなる。

8ページは接種をするに当たっての支援措置である。市町村からの支援及び県からの支援について、12月4日まで延長することとなった。交付のスケジュールについて、9ページにまとめたので参照いただきたい。今回、謝金扱いとしているため、報告等の必要はない。10ページは各市町村の接種券の配布予定表である。11・12ページは、個別接種促進事業のチラシである。13ページ以降、31ページまでは、協力金申請に関するマニュアルである。参考にしていただきたい。

最後にお盆の検査体制についてだが、期間に幅もあり、休みの時期が、ばらけていたり、通常のとおり診療しているところも多々あるということも聞いているため、全診療・検査医療機関あてに32ページの通知を出し、診療について確認している。現時点で500程度の回答をいただいている中では、8割程度がお盆期間中に診療しているということもあり、現在の検索システムにお盆時期だけのスケジュールを載せて、そこからアクセスしていただこうと考えている。34ページの青の部分がお盆期間中だけ掲載するものである。

金井会長

結局、最終的にはワクチンが足りないということである。

続いて、療養の関係を感染症対策課から説明いただきたい。

横内課長

自宅療養者の健康観察事業における協力医療機関についての中間報告をさせていただく。7月2日が募集締め切りであったが、登録状況が伸び悩んでいた。7月9日に医師会長名で郡市医師会に通知いただいた結果、登録医療機関が増加している。7月12日以降、棒グラフが上がっている。7月15日時点で登録数が387となった。また、複数の郡市医師会に説明の場を設けていただいた。また、大宮・熊谷・蕨戸田・さいたま市与野医師会には、協力医療機関の選定にも協力いただくこととなっている。資料2の3ページは埼玉県宿泊・自宅療養

者支援センターの概要となっている。設置場所は品川区で、委託事業者はソフィアメディというエムスリーの関連会社である。7月14日現在の人員体制は、看護師12人、事務職13人で、提携医療機関には24時間医師が常駐している。

市町村別陽性者数(人口10万人あたり)(2週間比較)

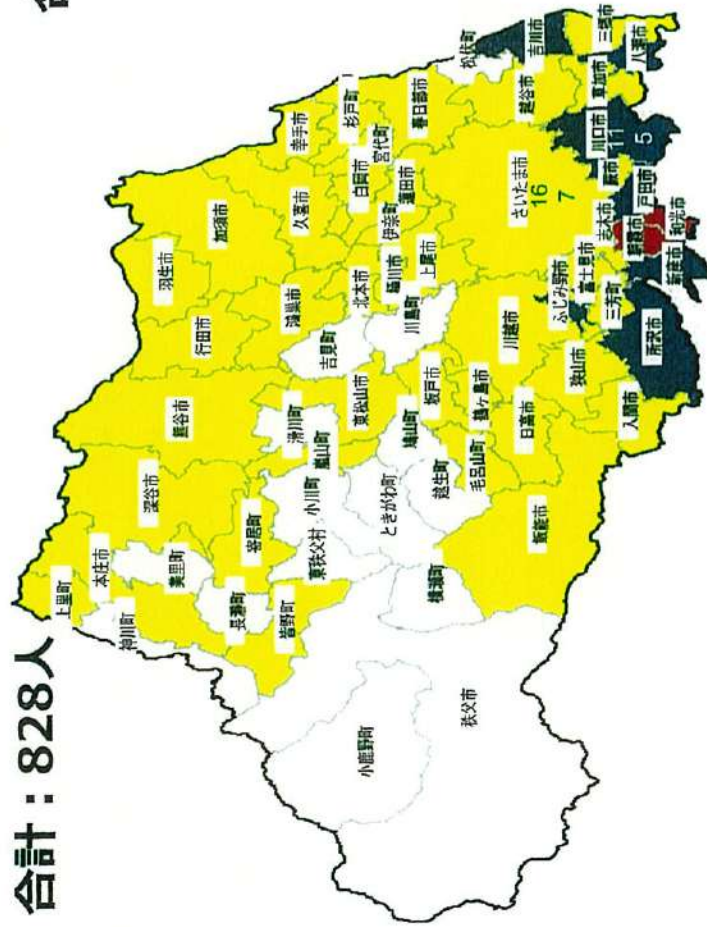
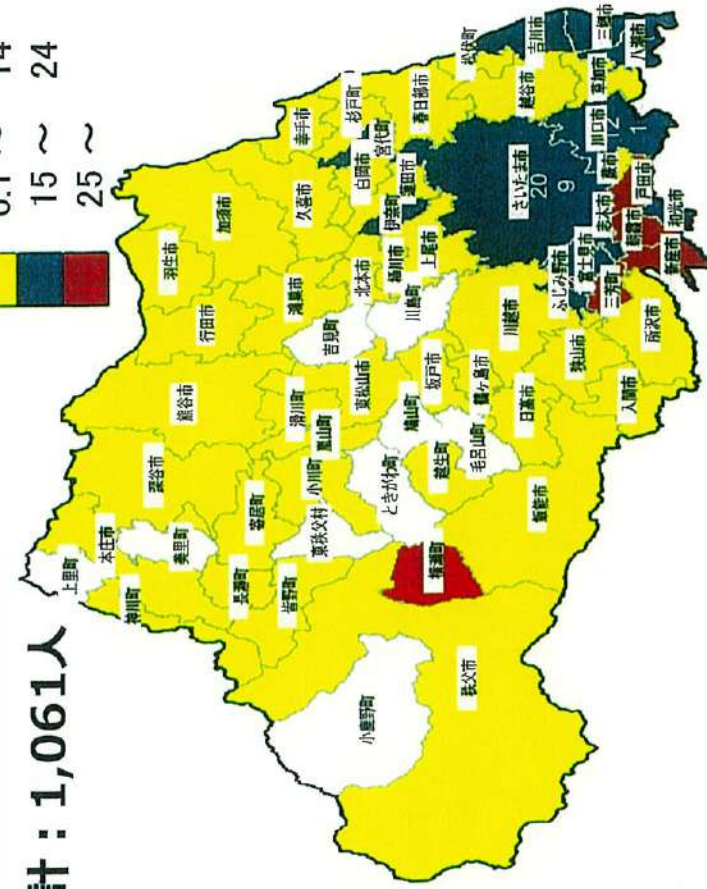
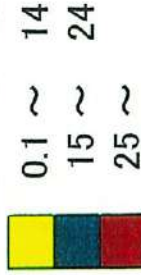
6月30日～7月6日

合計：828人

合計：1,061人

7月7日～7月13日

(人口10万人あたりの人数)

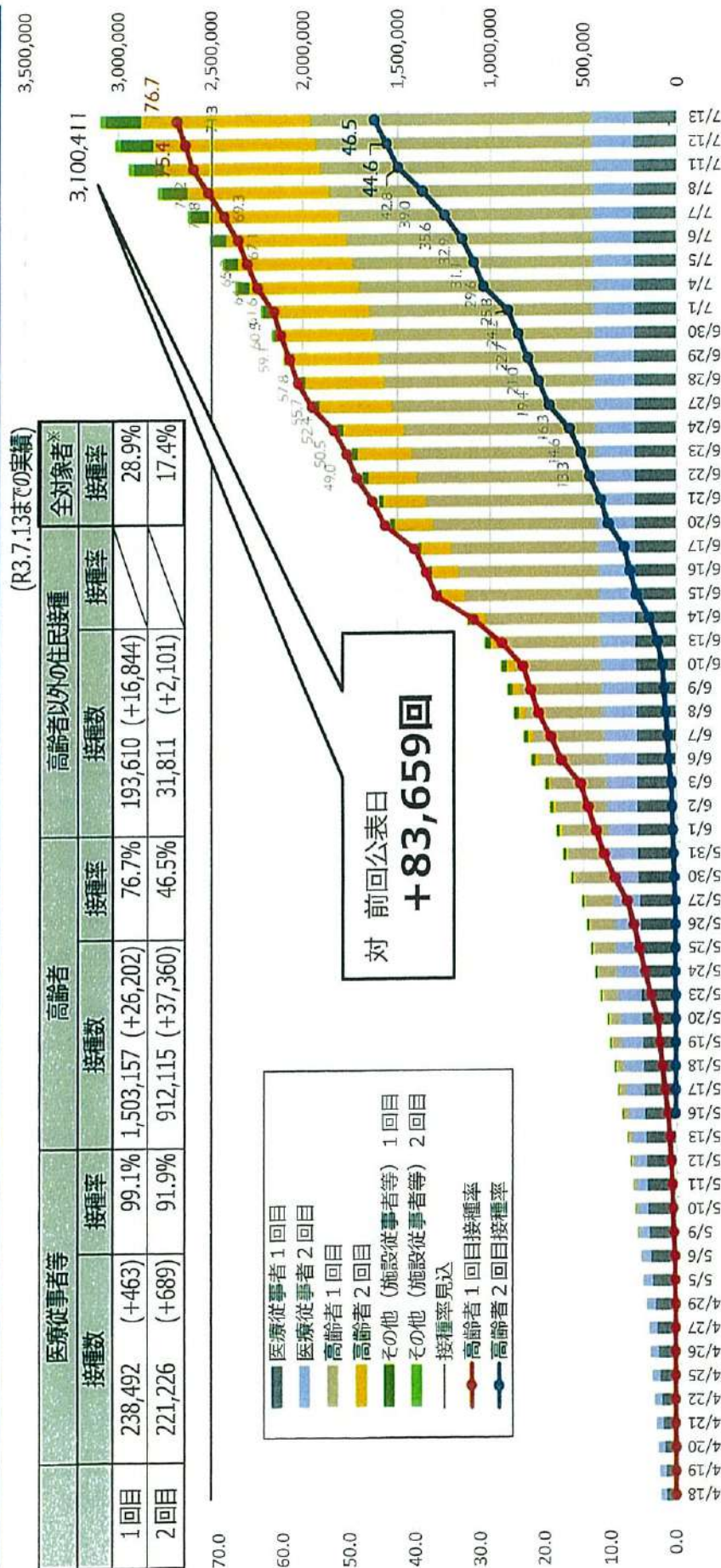


※地図上の数値は新規陽性者数(実数)

10万人当たり新規陽性者数比較（15市町）（1週間）

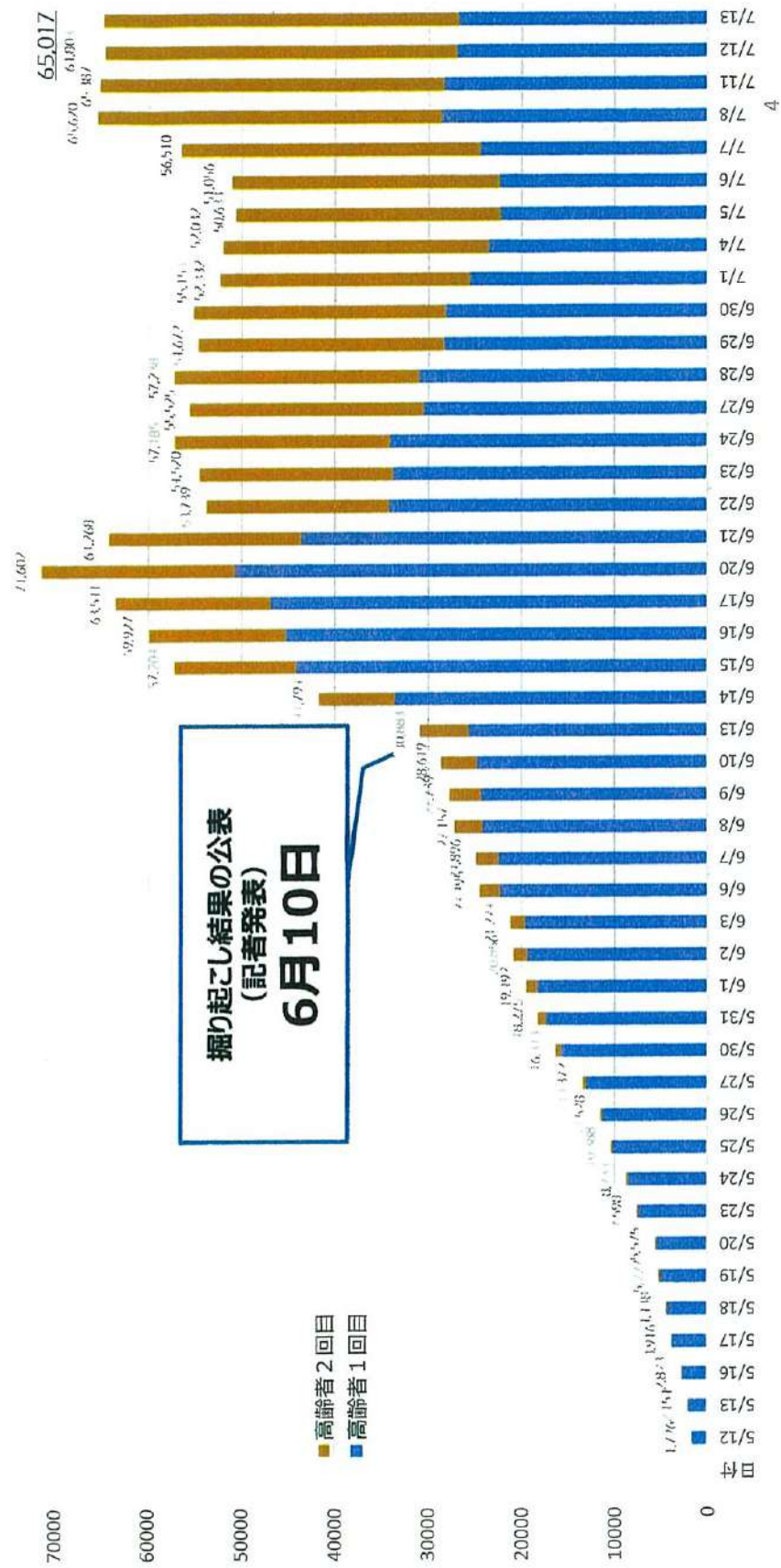
市町村	6/30-7/6	7/7-7/13	増加率
さいたま市	12.68	15.87	125.1%
川越市	6.77	11.85	175.0%
川口市	19.34	20.34	105.2%
所沢市	15.81	10.54	66.7%
草加市	13.92	14.72	105.7%
越谷市	10.68	13.57	127.0%
蕨市	6.65	11.97	180.0%
戸田市	18.28	27.43	150.0%
朝霞市	26.38	26.38	100.0%
志木市	9.31	21.27	228.6%
和光市	26.10	24.91	95.5%
新座市	21.86	33.40	152.8%
富士見市	10.87	19.03	175.0%
ふじみ野市	18.61	17.72	95.2%
三芳町	10.38	31.15	300.0%

新型コロナウイルスワクチンの接種実績



※「医療従事者」はV-SYS、「高齢者」「その他」はVRS(最新の実績値)からそれぞれ数値を参照
全対象者の接種率は、便宜上、県内の12歳以上の人口に対する、表中の接種回数合計の割合から算出

1日当たり高齢者接種人数（7日間移動平均）



ファイザー社製ワクチンの供給量の見通し

供給見込	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
全 国	1億回分		7,000万回分				2,000万回
埼玉県	16万	2週おきに 平均100万回分		2週おきに 平均63万回		2週おきに 平均53万回	

	配送時期	全国		埼玉県	
		箱数	回数	箱数	回数
第1クール	4/5の週	100	97,500	2	1,950
第2クール	4/12の週	500	487,500	10	9,750
第3クール	4/19の週	500	487,500	10	9,750
第4クール	4/26,5/3の週	5,741	5,597,475	282	274,950
第5クール	5/10,5/17の週	16,000	18,720,000	1,095	1,281,150
第6クール	5/24,5/31の週	16,000	18,720,000	750	877,500
第7クール	6/7,6/14の週	13,500	15,795,000	660	772,200
第8クール	6/21,6/28の週	16,000	18,720,000	815	953,550
第9クール	7/5,7/12の週	11,000	12,870,000	569	665,730
第10クール	7/19,7/26の週	10,600	12,402,000	540	631,800
				県接種会場分 8	
				9,360	
第11クール	8/2,8/9の週	10,000	11,700.00	520	608,400
				県接種会場分 27	
第12クール	8/16,8/23の週	10,000程度	11,700.00	—	—

第11クール（8月2日及び9日の週）の分配の考え方

1 国の考え方

- 全国で10,000箱が分配される
- 8,000箱は分配を約束した基本計画枠であるが、国が、在庫日数が6週間を超える市町村の1割を削減
- 国が、県の集団接種会場用に3,94箱を分配
- 残りは、人口規模、接種能力等に応じて都道府県に割り当て
 - ※ 割り当てに当たり、県の集団接種会場分の8割を削減
 - ⇒ **県が各市町村に分配する（県69箱分）**

分配の考え方		全国	埼玉県
配分総数		10,000	547
基本計画枠	国の示した当初の基本計画枠	8,000	461
	国による在庫の多い団体等の調整	▲ 298	▲ 10
	配分される基本計画枠	7,702	451
調整枠	都道府県の集団接種会場に使用する分	394	27
	都道府県が市町村に分配	1,904	69
	配分される調整枠	2,298	96

2 県の分配（69箱）

- 原則として、VRSに入力された各市町村の接種能力に応じて按分

第11クール（8月2日及び9日の週）の市町村分配数

No	市町村	基本 計画枠	調整枠	合計
1	さいたま市	80	6	86
2	川越市	19	0	19
3	熊谷市	12	2	14
4	川口市	38	7	45
5	行田市	5	2	7
6	秩父市	4	4	8
7	所沢市	19	0	19
8	飯能市	5	2	7
9	加須市	7	2	9
10	本庄市	5	2	7
11	東松山市	6	5	11
12	春日部市	13	0	13
13	狭山市	9	2	11
14	羽生市	3	0	3
15	鴻巣市	7	1	8
16	深谷市	9	1	10
17	上尾市	14	2	16
18	草加市	16	1	17
19	越谷市	21	4	25
20	蕨市	5	1	6
21	戸田市	10	0	10
22	入間市	9	2	11

No	市町村	基本 計画枠	調整枠	合計
23	朝霞市	10	0	10
24	志木市	5	1	6
25	和光市	6	0	6
26	新座市	10	1	11
27	桶川市	5	1	6
28	久喜市	9	4	13
29	北本市	4	1	5
30	八潮市	6	0	6
31	富士見市	7	0	7
32	三郷市	9	0	9
33	蓮田市	4	1	5
34	坂戸市	6	1	7
35	華手市	3	2	5
36	鶴ヶ島市	5	0	5
37	日高市	3	1	4
38	吉川市	5	0	5
39	ふじみ野市	7	0	7
40	白岡市	3	0	3
41	伊奈町	3	1	4
42	三方町	2	3	5
43	毛呂山町	2	1	3
44	越生町	1	0	1

No	市町村	基本 計画枠	調整枠	合計
45	滑川町	1	0	1
46	嵐山町	1	0	1
47	小川町	2	2	4
48	川島町	1	1	2
49	吉見町	1	0	1
50	鳩山町	0	1	1
51	ときがわ町	0	0	0
52	横瀬町	0	0	0
53	皆野町	0	0	0
54	長瀬町	0	0	0
55	小磯野町	1	0	1
56	東秩父村	0	0	0
57	美里町	1	0	1
58	神川町	1	0	1
59	上里町	2	0	2
60	寄居町	2	0	2
61	宮代町	2	0	2
62	杉戸町	3	1	4
63	松伏町	2	0	2
市町村計		451	69	520
県集団接種会場分				27
県 計				547

新型コロナウイルスワクチン接種経費について

接種費用 一律2,070円で接種開始

2月

3月

4月

5月

6月

4/30

5/25

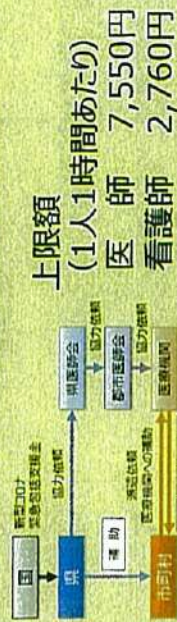
◎ 時間外・休日の接種に関する加算 (適用期間R3.4.1【遡り適用】～7.31)

① 接種費用の上乗せ

	時間外	休日
現行	2,070円	2,070円
上乗せ後	2,800円 (+730円)	4,200円 (+2,130円)

市町村から交付

② 集団接種会場へ派遣した医療機関支援



◎ 個別接種の支援 (適用期間R3.5.10の遡り適用)～7.31)

① 「診療所」の接種回数の底上げ

7月未までに4週間以上、下記の

回数を接種した週について支援

・週100回以上→2,000円/回

・週150回以上→3,000円/回

県から交付

② 接種施設数の増加

(診療所・病院共通)

1日あたり50回以上接種を

行った場合に、1日あたり

10万円(定額)を交付

③ 「病院」の接種体制強化

1日あたり50回以上の接種を

週1日以上、7月未までに4週間

以上行つ場合に、集団接種会場

への派遣と同様の支援

医師 7,550円/人・時

看護師 2,760円/人・時

上記の措置を8月1日以降12月4日まで延長する

個別接種促進のための協力金スケジュール（予定）

補助 対象 期間	＜ 第1期 ＞ 5/9 (日) ～7/31 (土) (12週間)	＜ 第2期 ＞ 8/1 (日) ～10/2 (土) (9週間)	＜ 第3期 ＞ 10/3 (日) ～12/4 (土) (9週間)
5月	5/9 (日) ～		
6月	6/18 (金) 補正予算 の議決		
7月	7/13 (火) 案内文の通知	7/9 (金) 補正予算 の議決	
8月	申請期間 (8/1～8/31) 審査		
9月	9月下旬 交付額の通知	9月上旬 案内文の通知	
10月	10月末までに振込	申請期間 (10/3～10/31) 審査	
11月		11月下旬 交付額の通知	11月上旬 案内文の通知
12月		12月末までに振込	申請期間 (12/5～12/31) 審査
1月			1月下旬 交付額の通知
2月			2月末までに振込

各補助対象期間における手続きは、1回の申請（請求書の提出）で協力金が支給されます。

No	市町村名	64歳～60歳	59歳～55歳	54歳～50歳	49歳～45歳	44歳～40歳	39歳～35歳	34歳～30歳	29歳～23歳	22歳～19歳 (大学生等)	18歳～16歳 (高校生等)
1	さいたま市	6月30日	7月9日	7月16日	7月21日	7月21日	7月28日	7月28日	7月28日	7月28日	7月28日
2	川越市	7月14日	7月14日	7月14日	7月14日	7月14日	7月14日	7月14日	7月14日	7月14日	7月14日
3	熊谷市	6月28日	6月28日	6月28日	6月28日	6月28日	6月28日	6月28日	6月28日	6月28日	6月28日
4	川口市	6月11日	6月21日	6月28日	7月中旬	7月中旬	7月下旬	7月下旬	7月下旬	7月下旬	7月下旬
5	行田市	6月21日	6月21日	6月21日	6月21日	6月21日	6月21日	6月21日	6月21日	6月21日	6月21日
6	秩父市	7月8日	7月8日	7月8日	7月8日	7月8日	7月8日	7月8日	7月8日	7月8日	7月8日
7	所沢市	7月9日	7月12日	7月12日	7月15日	7月15日	7月15日	7月19日	7月19日	7月19日	7月19日
8	飯能市	7月中旬	7月下旬	7月下旬	7月下旬	7月下旬	7月下旬	7月下旬	7月下旬	7月下旬	7月下旬
9	加須市	7月15日	7月19日	7月19日	7月19日	7月19日	7月19日	7月19日	7月19日	7月19日	7月19日
10	本庄市	7月7日	7月7日	7月7日	7月7日	7月7日	7月7日	7月7日	7月7日	7月7日	7月7日
11	東松山市	7月5日	7月8日	7月9日	7月12日	7月13日	7月中旬	7月中旬	7月下旬	7月下旬	7月下旬
12	春日部市	7月16日	7月16日	7月16日	7月16日	7月16日	7月16日	7月16日	7月16日	7月16日	7月16日
13	狭山市	6月30日	7月9日	7月9日	7月9日	7月9日	7月9日	7月9日	7月9日	7月9日	7月9日
14	羽生市	7月16日	7月16日	7月16日	7月16日	7月16日	7月16日	7月16日	7月16日	7月16日	7月16日
15	鴻巣市	6月25日	6月25日	6月25日	6月25日	6月25日	6月25日	6月25日	6月25日	6月25日	6月25日
16	深谷市	7月2日	7月2日	7月2日	7月2日	7月2日	7月2日	7月2日	7月2日	7月2日	7月2日
17	上尾市	6月25日	7月7日	7月10日	7月15日	7月15日	7月20日	7月20日	7月27日	7月27日	7月28日
18	草加市	7月1日	7月9日	7月15日	7月15日	7月15日	7月15日	7月15日	7月15日	7月15日	7月15日
19	越谷市	6月21日	6月25日	6月30日	6月30日	6月30日	6月30日	6月30日	6月30日	6月30日	6月30日
20	蕨市	6月26日	7月1日	7月5日	7月7日	7月9日	7月12日	7月12日	7月14日	7月14日	7月14日
21	戸田市	6月18日	6月30日	6月30日	7月2日	7月2日	7月5日	7月5日	7月7日	7月7日	7月9日
22	入間市	7月13日	7月13日	7月13日	7月13日	7月13日	7月13日	7月13日	7月13日	7月13日	7月13日
23	朝霞市	6月30日	7月15日	7月15日	7月15日	7月15日	7月15日	7月15日	7月15日	7月15日	7月21日
24	志木市	6月28日	7月5日	7月12日	7月19日	7月19日	7月19日	7月26日	7月26日	7月26日	7月26日
25	和光市	6月28日	6月28日	6月28日	6月28日	6月28日	7月2日	7月2日	7月2日	7月2日	7月2日
26	新座市	7月6日	7月15日	7月15日	7月15日	7月15日	7月15日 (37～38歳) 7月19日 (39～35歳)	7月19日	7月19日	7月19日	7月19日
27	桶川市	6月29日	7月1日	7月1日	7月1日	7月1日	7月14日	7月14日	7月14日	7月14日	7月14日
28	久喜市	6月29日	6月29日	6月29日	6月29日	6月29日	6月29日	6月29日	6月29日	6月29日	6月29日
29	北本市	7月9日	7月21日	7月21日	7月21日	7月21日	7月21日	7月21日	7月21日	7月21日	7月21日
30	八潮市	7月6日	7月6日	7月6日	7月6日	7月6日	7月9日	7月9日	7月9日	7月9日	7月9日
31	富士見市	6月21日	7月6日	7月8日	7月13日	7月13日	7月13日	7月13日	7月14日	7月14日	7月14日
32	三郷市	7月15日	7月16日以降順次	7月16日以降順次	7月16日以降順次	7月16日以降順次	7月16日以降順次	7月16日以降順次	7月16日以降順次	7月16日以降順次	7月16日以降順次
33	蓮田市	6月30日	6月30日	6月30日	7月9日	7月9日	7月9日	7月9日	7月9日	7月9日	7月9日
34	坂戸市	6月30日	7月5日	7月5日	7月5日	7月5日	7月5日	7月5日	7月5日	7月5日	7月5日
35	幸手市	7月13日	7月13日	7月13日	7月13日	7月13日	7月13日	7月13日	7月13日	7月13日	7月13日
36	鶴ヶ島市	6月18日	6月18日	6月18日	6月18日	6月18日	6月18日	6月18日	6月18日	6月18日	6月18日
37	日高市	6月22日	6月28日	6月28日	6月28日	6月28日	7月2日	7月2日	7月2日	7月2日	7月2日
38	吉川市	7月16日	7月19日	7月19日	7月19日	7月19日	7月19日	7月19日	7月19日	7月19日	7月19日
39	ふじみ野市	7月14日	7月14日	7月14日	7月14日	7月14日	7月14日	7月14日	7月14日	7月14日	7月14日
40	白岡市	6月30日	6月30日	6月30日	6月30日	6月30日	6月30日	6月30日	6月30日	6月30日	6月30日
41	伊奈町	6月4日	6/21～23	7/5以降	7月中旬以降	7月中旬以降	7月中旬以降	7月中旬以降	7月中旬以降	7月中旬以降	6/30以降
42	三芳町	6月26日	6月29日	6月29日	6月29日	6月29日	6月30日	6月30日	6月30日	6月30日	6月30日～7月1日
43	毛呂山町	6月22日	7月5日	7月5日	7月5日	7月5日	7月5日	7月5日	7月5日	7月5日	7月5日
44	越生町	6月30日	7月7日	7月7日	7月8日	7月8日	7月8日	7月8日	7月8日	7月8日	7月8日
45	滑川町	7月2日	7月2日	7月2日	7月2日	7月2日	7月2日	7月2日	7月2日	7月2日	7月2日
46	嵐山町	6月29日	6月29日	6月29日	6月29日	6月29日	6月29日	6月29日	6月29日	6月29日	6月29日
47	小川町	7月2日	7月8日	7月8日	7月15日	7月15日	7月15日	7月15日	7月15日	7月15日	7月15日
48	川島町	6月25日	6月25日	6月25日	6月25日	6月25日	6月25日	6月25日	6月25日	6月25日	6月25日
49	吉見町	6月25日	6月25日	6月25日	7月2日	7月2日	7月2日	7月2日	7月2日	7月2日	7月2日
50	鳩山町	6月15日	6月15日	6月15日	6月15日	6月15日	6月15日	6月15日	6月15日	6月15日	6月15日
51	ときがわ町	6月18日	6月18日	6月18日	6月18日	6月18日	6月18日	6月18日	6月18日	6月18日	6月18日
52	横瀬町	7月8日	7月8日	7月8日	7月8日	7月8日	7月8日	7月8日	7月8日	7月8日	7月8日
53	皆野町	7月12日の週	7月12日の週	7月12日の週	7月12日の週	7月12日の週	7月12日の週	7月12日の週	7月12日の週	7月12日の週	7月12日の週
54	長瀬町	7月14日	7月14日	7月14日	7月14日	7月14日	7月14日	7月14日	7月14日	7月14日	7月14日
55	小栗野町	7月中旬	7月中旬	7月中旬	7月中旬	7月中旬	7月中旬	7月中旬	7月中旬	7月中旬	7月中旬
56	東秩父村	6月25日	6月25日	6月25日	6月25日	7月中旬	7月中旬	7月中旬	7月中旬	7月中旬	7月中旬
57	美里町	6月25日	7月9日	7月9日	7月19日	7月19日	7月19日	7月19日	7月21日	7月21日	7月21日
58	神川町	7月6日	7月9日	7月9日	7月9日	7月9日	7月9日	7月9日	7月9日	7月9日	7月9日
59	上尾町	7月中旬	7月下旬	7月下旬	7月下旬	7月下旬	7月下旬	7月下旬	7月下旬	7月下旬	7月下旬
60	寄居町	7月5日	7月5日	7月12日	7月12日	7月12日	7月16日	7月16日	7月16日	7月16日	7月16日
61	寄代町	6月21日	7月7日	7月7日	7月7日	7月7日	7月7日	7月7日	7月7日	7月7日	7月7日
62	杉戸町	6月18日	6月25日	6月25日	6月25日	6月25日	6月25日	6月25日	6月25日	6月25日	17・18歳 6/25 16歳以下 7月下旬
63	松伏町	6月16日	6月28日	6月28日	6月28日	6月28日	6月28日	6月28日	6月28日	6月28日	17・18歳 6/28 16歳以下 7/15

「診療所」の皆様へ



新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業

県では、より多くの医療機関にワクチン接種にご協力いただけるよう、高齢者等へのワクチン接種を行っていただいた医療機関に対して協力金を支給いたします。

対象期間 令和3年5月9日（日）～令和3年7月31日（土）

対象医療機関

集合契約方式による市町村との委託契約を締結し、ワクチンの配分・供給が受けられる医療機関であること

協力金要件

- ① 診療所において、週100回以上もしくは週150回以上のワクチン接種を4週間以上行った場合

1週間当たり接種回数	協力金単価
100回～149回	2,000円/回
150回以上	3,000円/回

注：同一の週を週100回以上及び週150回以上として重複して請求できません

- ② 診療所において、1日あたり50回以上ワクチン接種した場合1日当たり100,000円を支給

1日当たり接種回数	協力金単価
50回以上	100,000円/日

注：同一日に①と②を重複して接種回数をカウントすることは認められません。

申請受付期間

令和3年8月1日（日）～令和3年8月31日（火）必着

申請方法

様式を電子メールで送信（詳しい方法は下記のHPでご案内いたします。）

【埼玉県HP】<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covid-19/iryokikan.html>

お問い合わせ



【埼玉県 個別接種促進事業コールセンター】

電話：0570-200-745

（土日祝日含む9:00～18:00）

「病院」の皆様へ



新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業

県では、より多くの医療機関にワクチン接種にご協力いただけるよう、高齢者等へのワクチン接種を行っていただいた医療機関に対して協力金を支給いたします。

対象期間 令和3年5月9日（日）～令和3年7月31日（土）

対象医療機関

集合契約方式による市町村との委託契約を締結し、ワクチンの配分・供給が受けられる医療機関であること

協力金要件

- ① 病院において、1日あたり50回以上ワクチン接種した場合

1日あたり接種回数	協力金単価
50回以上	100,000円/日

- ② 病院において、特別な接種体制を確保した場合（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合）であって、1日に50回以上の接種を週1日以上達成した週が、対象期間内に4週間以上ある場合

職種	協力金単価（1人1時間当たり）
医師	7,550円
看護師等	2,760円

注：上記の①に加えて、この②の協力金が受けられます。

申請受付期間（予定）

令和3年8月1日（日）～令和3年8月31日（火）必着

申請方法

様式を電子メールで送信（詳しい方法は下記のHPでご案内いたします。）

【埼玉県HP】<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covid-19/iryokikan.html>

お問い合わせ



【埼玉県 個別接種促進事業コールセンター】

電話：0570-200-745

（土日祝日含む9:00～18:00）

診療所の皆様へ



埼玉県新型コロナウイルスワクチン



個別接種協力金のご案内

< 請求の手引き >

◆請求受付期間

令和3年8月1日(日)～8月31日(火) **必着**

◆請求方法

実績報告書【様式2(診療所用)】及び請求書【様式3(診療所用)】に必要事項を入力して、
電子メールで請求してください。※電子メールの環境がない場合は、10ページの問合せ先までご連絡ください。

<請求先電子メールアドレス>

shinsei@kobetsu-saitama.jp

※8月1日以前に請求メールをいただいても案件として
受理できません。
※ご質問等はP.10の相談窓口をお願いします。

◆対象期間

令和3年5月9日(日)～7月31日(土)

◆対象医療機関

集合契約方式により市町村との委託契約を締結し、ワクチンの配分・供給が受けられる医療機関

◆支給要件

- | | |
|--------------------------------|----------------|
| a. 週100回以上の接種を7月末までに4週間以上行った場合 | ☞ 回数 × 2,000 円 |
| b. 週150回以上の接種を7月末までに4週間以上行った場合 | ☞ 回数 × 3,000 円 |
| c. 1日50回以上の接種を行った場合 | ☞ 1日当たり定額10万円 |

※同一日に a, b, c は重複して請求することができません。

※a, b の “4週間以上” は、連続している必要はありません。

※1週の考え方は “日曜～土曜” とします。

※予診のみとなり、接種に至らなかった案件は回数にカウントできません。





請求にあたっての注意点



<注意点①>

本協力金は、新型コロナウイルスワクチンの個別接種の実績に応じて支給されます。個別接種であれば、巡回接種の実施分も回数カウントに含めることができますが、集団接種において実施された分については、本協力金の接種回数にカウントすることはできません。

<注意点②>

接種費用(2,070円/回)の請求は、市町村又は都道府県国民健康保険団体連合会において、審査を受けることになりますが、審査において接種の実施について支払いが認められなかった場合は、本協力金の対象とはならないので、認められなかった分については協力金の請求をしないでください。既に請求済みの場合は、埼玉県に訂正の報告を速やかに行ってください。

<注意点③>

埼玉県から実績報告等の内容について照会があった場合は適切に対応してください。

<注意点④>

「時間外・休日の接種費用の上乗せ」に係る請求は、埼玉県に請求いただいてもお支払いすることができませんので、請求者たる医療機関が所在する市町村にお問合せください。

<注意点⑤>

偽りその他不正な手段により、本協力金の支給を受けた又は受けようとした事実が判明した場合には、協力金相当額及び協力金と同額の違約金の支払いを請求し、警察の指導・協力のもと、然るべき法的措置をとります。

<注意点⑥>

本協力金の請求の事実をもって、上記事項に同意したものとみなします。



1. 様式をダウンロードする。

協力金の請求に必要な様式ファイル（診療所用）を埼玉県 HP からダウンロードしてください。
最終的に、入力を終えた様式ファイルをメールで送っていただく必要がありますので、ご自身のパソコンのデスクトップ等に様式ファイルを保存してから作業を開始してください。

※検索サイトで「埼玉県 コロナワクチン 協力金」で検索すると「新型コロナワクチン接種医療機関向け案内 — 埼玉県」のページが出てきます。

埼玉県 コロナワクチン 協力金

検索

【URL】 <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covid-19/iryokikan.html>

埼玉県新型コロナウイルスワクチン個別接種協力金のご案内

埼玉県庁 HP

埼玉県全体の接種能力の向上を図るため、個別接種にご協力いただける医療機関に協力金を支給します。

【請求受付期間】令和3年8月1日（日曜日）から8月31日（火曜日）必着

【支給対象】令和3年5月9日（日曜日）から7月31日（土曜日）までの接種分

※今後、「6・9月接種分」と「10月・11月接種分」についても本協力金の支給が予定されております。厚生労働省から詳細が発表されましたら、当HPでご案内します。

対象医療機関

集合契約方式による市町村との委託契約を締結し、ワクチンの分配・配給が受けられる医療機関

必要書類

協力金の請求にあたっては、下記の手引きを必ずご一読ください。

【診療所のみなさまへ】請求の手引き

【病院のみなさまへ】請求の手引き

請求に必要な様式ファイルは下記からダウンロードしてください。

・様式ファイル（診療所用）

・様式ファイル（病院用）

様式ファイル（診療所用）をクリックし、名前をつけて保存を選択し、ご自身のパソコンのデスクトップにダウンロードしてください。

2. 実績報告書【 様式2（診療所用） 】を作成する。

ダウンロードしたエクセルファイルをひらき、 のセルに必要な情報を入力してください。

医療機関等名称	医療法人 さいたま会 こぼとんクリニック														様式2（診療所用）		
新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書（診療所）																	
下記のとおり、新型コロナウイルスワクチンの接種を行ったので報告する。																	
②	（日）	（月）	（火）	（水）	（木）	（金）	（土）	週の接種回数	週の接種区分								
5月10日の週	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15										
接種区分（予診のみを含まない）	50	50	50	50	50	50	50	150	150回以上								
5月17日の週	5/16	5/17	5/18	5/19	5/20	5/21	5/22										
接種区分（予診のみを含まない）	50	50	50	50	50	50	50	100	100回以上								
5月24日の週	5/23	5/24	5/25	5/26	5/27	5/28	5/29										
接種区分（予診のみを含まない）	50	50	50	50	50	50	50	50	100回未満								
5月31日の週	5/30	5/31	6/1	6/2	6/3	6/4	6/5										
接種区分（予診のみを含まない）	50	50	50	50	50	50	50	150	150回以上								
6月7日の週	6/6	6/7	6/8	6/9	6/10	6/11	6/12										
接種区分（予診のみを含まない）	50	50	50	50	50	50	50	100	100回以上								
6月14日の週	6/13	6/14	6/15	6/16	6/17	6/18	6/19										
接種区分（予診のみを含まない）	50	50	50	50	50	50	50	50	100回未満								
6月21日の週	6/20	6/21	6/22	6/23	6/24	6/25	6/26										
接種区分（予診のみを含まない）	50	50	50	50	50	50	50	150	150回以上								
6月28日の週	6/27	6/28	6/29	6/30	7/1	7/2	7/3										
接種区分（予診のみを含まない）	50	50	50	50	50	50	50	100	100回以上								
7月5日の週	7/4	7/5	7/6	7/7	7/8	7/9	7/10										
接種区分（予診のみを含まない）	50	50	50	50	50	50	50	150	150回以上								
7月12日の週	7/11	7/12	7/13	7/14	7/15	7/16	7/17										
接種区分（予診のみを含まない）	50	50	50	50	50	50	50	100	100回以上								
7月19日の週	7/18	7/19	7/20	7/21	7/22	7/23	7/24										
接種区分（予診のみを含まない）	50	50	50	50	50	50	50	50	100回未満								
7月26日の週	7/25	7/26	7/27	7/28	7/29	7/30	7/31										
接種区分（予診のみを含まない）	50	50	50	50	50	50	50	150	150回以上								
接種区分計（予診のみを含まない） 5/9～								1,300									
「医療機関名」→ 様式2のB1セルの情報が反映されます。 集団接種である大規模接種会場・市町村特設会場の 「開設者氏名」→ 様式3のK48セルの情報が反映されます。 上記が事実であることを証明する。 令和3年8月 18日 ③ 医療機関名 医療法人 さいたま会 こぼとんクリニック 開設者 埼玉 太郎																	

① 医療機関名を“正式名称”で入力してください。

② 各日の接種回数を入力してください。（令和3年5月9日から7月31日まで）

※接種まで至らず、予診のみとなった案件は計上できません。

③ 請求日（入力日）の日付を入力してください。

3. 請求書【 様式3（診療所用） 】を作成する。

入力を終えた様式2（診療所用）を下にスクロールすると様式3（診療所用）がでてきます。

埼玉県知事 様

医療機関等名称 さいたま市 さいたま市立病院

開設者氏名 埼玉 太郎

電話番号 ④ 048-□○△-0000

様式3（診療所用）

令和3年8月18日

P.4③で入力した日付が自動で表示されます。

P.4④で入力した内容が自動で表示されます。

埼玉県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業に係る請求書

5月9日から7月31日の期間において、別紙報告書のとおりコロナワクチンウイルスの接種回数以下のとおり請求する。

請求金額 ¥3,350,000

内訳

5月9日から7月31日の間

150回以上接種した取扱いとす週 5週（4週以上で、該当する週の接種について）

100回以上接種した取扱いとす週 4週（4週以上で、該当する週の接種について）

接種回数 (千回未満を切り上げ)	週150回以上接種の加算 単位 3,000円/週	週100回以上接種の加算 単位 2,000円/週	⑤ 期間内に「週100回以上」の週があるにもかかわらず、週100回以上の接種の加算欄に計算されていない場合、P.6をご確認ください。
5月10日の週	150回	450,000円	0円
5月17日の週	100回	0円	200,000円
5月24日の週	50回	0円	0円
5月31日の週	150回	450,000円	0円
6月7日の週	100回	0円	200,000円
6月14日の週	50回	0円	0円
6月21日の週	150回	450,000円	0円
6月28日の週	100回	0円	200,000円
7月5日の週	150回	450,000円	0円
7月12日の週	100回	0円	200,000円
7月19日の週	50回	0円	0円
7月26日の週	150回	450,000円	0円
合計	1,300回	2,250,000円	800,000円

⑤

金融機関コード	9876	支店コード	543
金融機関名	コバトン銀行	支店名	こぼん支店
預金種別	普通	口座番号	2101234
フリガナ	サイタマ タロウ		
口座名義人	埼玉 太郎		

④ 開設者氏名と電話番号を入力してください。

⑤ 協力金の振込先口座情報を正しく入力してください。

※『金融機関コード』や『支店コード』は、通帳やキャッシュカードに記載されていますが、ご不明の場合は、各金融機関にお問合せください。

4. P.5<注意>の例示パターン

様式2で「週100回以上」の週があるにもかかわらず、期間内で4週間以上の加算要件を満たさないため、様式3で「週100回以上の接種の加算」欄に反映されないことがあります。(下記例示のとおり)

<様式2>

	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	週の接種回数	週の接種回数
5月10日の週	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15		
接種回数(予防のみを含む)		50		50		50		150	150回以上
5月17日の週	5/16	5/17	5/18	5/19	5/20	5/21	5/22		
接種回数(予防のみを含む)		50		50		50		150	150回以上
5月24日の週	5/23	5/24	5/25	5/26	5/27	5/28	5/29		
接種回数(予防のみを含む)		50		50		50		150	150回以上
5月31日の週	5/30	5/31	6/1	6/2	6/3	6/4	6/5		
接種回数(予防のみを含む)		50		50		50		150	150回以上
6月7日の週	6/6	6/7	6/8	6/9	6/10	6/11	6/12		
接種回数(予防のみを含む)		50		50		50		150	150回以上
6月14日の週	6/13	6/14	6/15	6/16	6/17	6/18	6/19		
接種回数(予防のみを含む)		30	35		35			100	100回以上
6月21日の週	6/20	6/21	6/22	6/23	6/24	6/25	6/26		
接種回数(予防のみを含む)		35	30		35			100	100回以上
6月28日の週	6/27	6/28	6/29	6/30	7/1	7/2	7/3		
接種回数(予防のみを含む)		35	30		35			100	100回以上
7月5日の週	7/4	7/5	7/6	7/7	7/8	7/9	7/10		
接種回数(予防のみを含む)				30				30	100回未満
7月12日の週	7/11	7/12	7/13	7/14	7/15	7/16	7/17		
接種回数(予防のみを含む)				30				30	100回未満
7月19日の週	7/18	7/19	7/20	7/21	7/22	7/23	7/24		
接種回数(予防のみを含む)				30				30	100回未満
7月26日の週	7/25	7/26	7/27	7/28	7/29	7/30	7/31		
接種回数(予防のみを含む)				30				30	100回未満

150回以上
5回

100回以上
3回

100回未満
4回

<様式3>

5月9日から7月31日の間				
150回以上接種した取扱いとする週	5週(4週以上で、該当する週の接種について3,000円加算)			
100回以上接種した取扱いとする週	3週(4週以上で、該当する週の接種について2,000円加算)			
	2ページ			
接種回数 (予防のみを含む)	週150回以上接種の加算 ※1 3,000円/週	週100回以上接種の加算 ※2 2,000円/週	1日50回加算 ※3 1日50回以上の接種をした週は加算不可	
5月10日の週	150回	450,000円	0円	0円
5月17日の週	150回	450,000円	0円	0円
5月24日の週	150回	450,000円	0円	0円
5月31日の週	150回	450,000円	0円	0円
6月7日の週	150回	450,000円	0円	0円
6月14日の週	100回	0円	0円	0円
6月21日の週	100回	0円	0円	0円
6月28日の週	100回	0円	0円	0円
7月5日の週	30回	0円	0円	0円
7月12日の週	30回	0円	0円	0円
7月19日の週	30回	0円	0円	0円
7月26日の週	30回	0円	0円	0円
合計	1,170回	2,250,000円	0円	

「週100回以上」の接種をした週はあるが、4週に満たないため、「100回以上接種の加算」が反映されない。

4-2. P.5<注意>の例示パターン

【対応策】

150 回以上を 5 → 4 回に減らし、100 回以上を 3 → 4 回に増やすことで、週 4 回以上の要件を満足させる。

【手順】

様式 2 の J 列「週の回数区分」を操作する。

<様式 2>

	日	月	火	水	木	金	土	日	週の接種回数	週の接種区分
5月10日の週	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15		150	150回以上
接種回数	様式2のJ列「週の回数区分」で「150回以上」のセルのうち1つを「100回以上」に手動で変更することで、「100回以上」が4週間以上の要件を満たし、様式3に加算が反映されます。								150	150回以上
接種回数									150	150回以上
接種回数									150	150回以上
5月31日の週	5/30	5/31	6/1	6/2	6/3	6/4	6/5		150	150回以上
接種回数									150	150回以上
6月7日の週	6/6	6/7	6/8	6/9	6/10	6/11	6/12		150	150回以上
接種回数									150	150回以上
6月14日の週	6/13								150	150回以上
接種回数									150	150回以上
6月21日の週	6/20								150	150回以上
接種回数									150	150回以上
6月28日の週	6/27								150	150回以上
接種回数									150	150回以上
7月5日の週	7/4	7/5	7/6	7/7	7/8	7/9	7/10		150	150回以上
接種回数									150	150回以上
7月12日の週	7/11	7/12	7/13	7/14	7/15	7/16	7/17		150	150回以上
接種回数									150	150回以上
7月19日の週	7/18	7/19	7/20	7/21	7/22	7/23	7/24		150	150回以上
接種回数									150	150回以上
7月26日の週	7/25	7/26	7/27	7/28	7/29	7/30	7/31		150	150回以上
接種回数									150	150回以上

150 回以上
5 回→4 回

100 回以上
3 回→4 回

100 回未満
3 回

<様式 3>

5月9日から7月31日の間

150回以上接種した取扱いとする週

100回以上接種した取扱いとする週

4週（4週以上で、該当する週の接種について、1,000円加算）

4週（4週以上で、該当する週の接種について、2,000円加算）

2ページ

接種回数	週150回以上接種の加算 ※毎2,000円加算	週100回以上接種の加算 ※毎2,000円加算	1週50回加算 ※毎1,000円加算
5月10日の週	150回	450,000円	0円
5月17日の週	150回	450,000円	0円
5月24日の週	150回	450,000円	0円
5月31日の週	150回	450,000円	0円
6月7日の週	150回	0円	300,000円
6月14日の週	100回	0円	200,000円
6月21日の週	100回	0円	200,000円
6月28日の週	100回	0円	200,000円
7月5日の週	30回	0円	0円
7月12日の週	30回	0円	0円
7月19日の週	30回	0円	0円
7月26日の週	30回	0円	0円
合計	1,170回	1,800,000円	900,000円

150回以上のうち

上」に変更したこ

150 回以上のうち 1 週分を「100 回以上」に変更したことで 4 週以上の要件を満たし、「100 回以上接種の加算」が反映される。

4-3. P.5<注意>の例示パターン

(注意)

手動変更しなかった場合 (①) と手動変更した場合 (②) で請求金額は下記のように差が出ますが、変更するかしないかは請求者の判断とし、内容に不備がなければ、請求書に記載の金額で受理します。

$$\begin{array}{l} \text{① } (150 \text{ 回} \times 3,000 \text{ 円} \times 5 \text{ 週}) + (100 \text{ 回} \times 2,000 \text{ 円} \times 0 \text{ 週}) = 2,250,000 \text{ 円} \\ \text{② } (150 \text{ 回} \times 3,000 \text{ 円} \times 4 \text{ 週}) + \{ (150 \text{ 回} \times 2,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 週}) + (100 \text{ 回} \times 2,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 週}) \} = 2,700,000 \text{ 円} \end{array}$$

週 150 回以上グループ 週 100 回以上グループ

差額 450,000 円

5. 振込口座情報がわかる書類の写しの添付する。

様式3の入力が終わりましたら、下記の **添付書類貼付** タブをクリックしてください。

7月26日の通	150回	450,000円	0円
合計	1,400回	2,700,000円	800,000円

金融機関コード	9876	支店コード	
金融機関名	コバトン銀行	支店名	
預金種別	普通	口座番号	
フリガナ	サイタマ タロウ		
口座名義人	埼玉 太郎		

診療所用

添付書類貼付

+



シートが変わります。

【添付書類】

こちらに画像を張り付けてください。

①振込先口座情報がわかる書類
振込先口座情報の入力が入力されているかを確認します。

- ・キャッシュカードの画像
- ・通帳の見開き画像

診療所用

添付書類貼付

+

（作業例）

- ◆スマホやデジカメ等で写真を撮って、作業パソコンに送り、左記に貼り付ける。
- ◆お持ちのプリンターでスキャンし、データを左記に貼り付ける。

振込先口座情報がわかる書類（例）

- ・キャッシュカードの画像
- ・通帳の見開き画像
- ・ネットバンクの画面ハードコピー など

※添付する画像で文字が判別できない場合、審査ができませんのでご注意ください。

＜考え方＞

例に限らず、様式3で入力された振込先口座情報が正しいことが分かるものを貼付してください。

6. 完成した様式を提出する。

入力を終えた様式ファイルをメールで以下の【請求先電子メールアドレス】宛てに送信してください。

【請求先電子メールアドレス】



shinsei@kobetsu-saitama.jp

※8月1日以前に請求メールをいただいても案件として
受理できません。
※ご質問等は下記の相談窓口をお願いします。

1. 件名 は「【医療機関名】協力金の請求」としてください。
(例:【医療法人 さいたま会 こばとんクリニック】協力金の請求)
2. 本文 に 請求担当者の情報 を入れてください。
(医療機関名 、 部署 、 担当者名 、 電子メールアドレス 、 電話番号)
※内容に不備があった場合に、ご連絡差し上げます。
3. エクセルファイルの添付漏れがないか確認してください。

7. 請求後の流れ

医療機関からの請求メールの受信確認後、事務局から受信確認メールを送信します。万が一、請求メール送信後、当日又は翌営業日（営業日：月曜から金曜）までに受信確認メールが届かない場合は、再度、上記の【請求先電子メールアドレス】宛てにご連絡ください。

請求内容に不備が無かった場合、協力金は10月末までに支払います。



【問合せ先】

埼玉県新型コロナウイルスワクチン個別接種協力金相談窓口

☎ 0570-200-745

<受付時間> 9時～18時(土日祝日を含む)



No.	項目	問い合わせ内容	回答
1	共通事項	接種回数及び特別な接種体制の確保に応じて支給される個別接種協力金は、都道府県と市町村どちらに請求するのか。 また、時間外・休日に接種を行った場合の上乗せ支給も同じように請求できるのか。	個別接種協力金（接種回数及び特別な接種体制の確保）の支給は都道府県が行います。 一方、時間外・休日に接種を行った場合の上乗せ支給は市町村が行いますので、市町村に問い合わせてください。
2	共通事項	以下①～④について、重複して請求することは可能か。 ①診療所で接種回数に応じた支給（週100回以上） ②診療所で接種回数に応じた支給（週150回以上） ③医療機関（病院・診療所）で50回以上/日接種した場合の支給 ④病院で特別な接種体制を確保した場合の支給	【診療所の場合】 ①～③は重複して請求できません。 【病院の場合】 ④は③の加算という位置付けですので、重複して請求できます。
3	共通事項	対象期間はいつからいつまでか。また、一週間の考え方は、月曜日から算定するのか日曜日から算定するのか。	5月9日から7月31日までが対象で、週の考え方は日曜日から土曜日までとしています。
4	共通事項	「診療所」と「病院」の定義は、医療法第1条の5の規定によるものと同じということでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	共通事項	高齢者施設に赴き接種するような場合（巡回接種）等は対象となるか。また、嘱託医による巡回接種も対象となるか。	個別接種であれば巡回接種も対象となります。 当該嘱託医が所属する医療機関として接種を行ったのであれば、対象となります。
6	共通事項	集団接種会場で接種した場合は対象となるか。また、診療所から大規模接種会場へ医師を派遣した場合も対象となるか。	都道府県が支給する協力金は、個別接種のみが対象となります。 ただし、集団接種会場に医師等を派遣した場合は市町村が行う支給の対象となることがありますので、市町村に問い合わせください。
7	共通事項	対象期間内で高齢者と高齢者以外への接種が混在することが考えられる。高齢者以外への接種も回数にカウントしてよいのか。	接種者の区分等による特段の差異は設けておらず、高齢者向けのワクチン接種でなくても対象となり得ます。
8	共通事項	対象期間内の予約枠が規定の回数を超えていれば対象となるか。	接種実績に対して補助するものであり、予約枠は関係ありません。
9	共通事項	接種回数には、予診のみとなった場合も含まれるか。	予診のみとなった場合は接種を行っていないため、接種回数には含まれません。
10	共通事項	通常の診療時間外に接種を行った場合、接種回数などに特別の条件はあるか。	診療時間内に接種を行った場合と同様です。
11	週100・150回以上接種	実施要綱の要件では「週100回以上の接種」等とされているが、協力金の支給対象となるのは1回目からか、それとも101回目からか。	1回目から対象となります。
12	週100・150回以上接種	診療所を対象とした支給について、規定回数以上の接種を行った週が4週以上ある場合に達成となり加算されるが、4週以上達成した場合は、達成できなかった週の実績も加算対象となるか。	達成できなかった週は対象となりません。
13	週100・150回以上接種	診療所における接種について、週150回を4週間、さらに翌週から週100回を4週間と接種を行ったケースのように同一週を重複しない場合は、それぞれが対象となるか。	対象となります。
14	週100・150回以上接種	実施要綱の要件では「接種を7月末までに4週間以上行った」とされているが、この「4週間」は連続する必要があるか。	連続する必要はありません。
15	週100・150回以上接種	週100回以上又は週150回以上の接種を行った際の加算金（2,000円又は3,000円）は、消費税を含む金額か。	接種費用ではなく財政支援のため、消費税の対象とはなりません。
16	50回以上/日接種	50回以上/日の計算に当たり、深夜12時を越えて接種した日があった場合は、どのように計算すればよいのか。	1日の基本の考え方は0時から24時までですが、仮に24時を跨いで連続した接種を行った場合は、24時以前の日付の分として計算してください。
17	特別な接種体制確保	病院のみ「特別な接種体制を確保した場合」に1人1時間あたりで支給されるが、診療所は対象となるか。診療所が対象とならない場合、なぜ病院のみが対象となるのか。	診療所は支給対象となりません。 病院が特別な体制を組んでまとまった規模の個別接種を一定期間行った場合に、集団接種に対する医療従事者の派遣事業と同様の支援を行う観点で設けられたものです。

病院の皆様へ



埼玉県新型コロナウイルスワクチン



個別接種協力金のご案内

< 請求の手引き >

◆請求受付期間

令和3年8月1日(日)～8月31日(火) 必着

◆請求方法

実績報告書【様式2(病院用)】及び請求書【様式3(病院用)】に必要事項を入力して、
電子メールで請求してください。※電子メールの環境がない場合は、7ページの問合せ先までご連絡ください。

<請求先電子メールアドレス>

shinsei@kobetsu-saitama.jp

※8月1日以前に請求メールをいただいても案件として
受理できません。
※ご質問等はP.7の相談窓口をお願いします。

◆対象期間

令和3年5月9日(日)～7月31日(土)

◆対象医療機関

集合契約方式により市町村との委託契約を締結し、ワクチンの配分・供給が受けられる医療機関

◆支給要件

- c. 1日50回以上の接種を行った場合、1日当たり定額10万円
 - d. 特別な接種体制を確保した場合であって、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が7月末までに4週間以上ある場合には、(c)に加えて、以下を加算
- | | | |
|------|----------|--------|
| 医 師 | 1人1時間当たり | 7,550円 |
| 看護師等 | 1人1時間当たり | 2,760円 |

※dの〃4週間以上〃は連続している必要はありません。

※看護師等には、「薬剤師」や「事務職員」等も含まれます。





請求にあたっての注意点



<注意点①>

本協力金は、新型コロナワクチンの個別接種の実績に応じて支給されます。個別接種であれば、巡回接種の実施分も回数カウントに含めることができますが、集団接種において実施された分については、本協力金の接種回数にカウントすることはできません。

<注意点②>

接種費用(2,070 円/回)の請求は、市町村又は都道府県国民健康保険団体連合会において、審査を受けることになりますが、審査において接種の実施について支払いが認められなかった場合は、本協力金の対象とはならないので、認められなかった分については協力金の請求をしないでください。既に請求済みの場合は、埼玉県に訂正の報告を速やかに行ってください。

<注意点③>

埼玉県から実績報告等の内容について照会があった場合は適切に対応してください。

<注意点④>

「時間外・休日の接種費用の上乗せ」に係る請求は、埼玉県に請求いただいてもお支払いすることができませんので、請求者たる医療機関が所在する市町村にお問合せください。

<注意点⑤>

偽りその他不正な手段により、本協力金の支給を受けた又は受けようとした事実が判明した場合には、協力金相当額及び協力金と同額の違約金の支払いを請求し、警察の指導・協力のもと、然るべき法的措置をとります。

<注意点⑥>

本協力金の請求の事実をもって、上記事項に同意したものとみなします。



1. 様式をダウンロードする。

協力金の請求に必要な様式ファイル（病院用）を埼玉県 HP からダウンロードしてください。
最終的に、入力を終えたファイルをメールで送っていただく必要がありますので、ご自身のパソコンのデスクトップ等に様式ファイルを保存してから作業を開始してください。

※検索サイトで「埼玉県 コロナワクチン 協力金」で検索すると「新型コロナウイルスワクチン接種医療機関向け案内 — 埼玉県」のページが出てきます。

埼玉県 コロナワクチン 協力金

検索

【URL】 <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covid-19/iryokikan.html>

埼玉県新型コロナウイルスワクチン個別接種協力金のご案内

埼玉県庁 HP

埼玉県全体の接種能力の底上げを図るため、個別接種にご協力いただける医療機関に協力金を支給します。

【請求受付期間】令和3年8月1日（日曜日）から8月31日（火曜日）必着

【支給対象】令和3年5月9日（日曜日）から7月31日（土曜日）までの接種分

※今後、「8・9月接種分」と「10月・11月接種分」についても本協力金の支給が予定されております。厚生労働省から詳細が発表されましたら、当HPでご案内します。

対象医療機関

単合契約方式による市町村との委託契約を締結し、ワクチンの分配・配給が受けられる医療機関

必要書類

協力金の請求にあたっては、下記の手引きを必ずご一読ください。

【診療所のみなさまへ】請求の手引き

【病 院のみなさまへ】請求の手引き

請求に必要な様式ファイルは下記からダウンロードしてください。

・様式ファイル（診療所用）

・様式ファイル（病院用）

様式ファイル（病院用）をクリックし、名前をつけて保存を選択し、ご自身のパソコンのデスクトップにダウンロードしてください。

2. 実績報告書【様式2（病院用）】を作成する。

ダウンロードしたエクセルファイルをひらき、のセルに必要な情報を入力してください。

① 医療機関等名称 **医療法人 さいたま会 コバトン病院** 様式2（病院用）

新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書（病院）

下記のとおり、新型コロナウイルスワクチンの接種を行ったので報告する。

	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	週の合計 ※50回以上接種を 行った日を 指定する	1日あたり 50回以上接種を 行った日	備考
5月10日の週 ②	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15			
接種回数（予診のみを含まない）	50		50		40				23	
（特別体制）医師の延べ時間	5.0		5.0		5.0			10 時間		
（※）看護師等の延べ時間	10.0		10.0		10.0			20 時間		
5月17日の週	5/16	5/17	5/18	5/19	5/20	5/21	5/22			
接種回数（予診のみを含まない）										
（特別体制）医師の延べ時間								0 時間		
（※）看護師等の延べ時間								0 時間		
接種回数（予診のみを含まない）										
（特別体制）医師の延べ時間								0 時間		
（※）看護師等の延べ時間								0 時間		
接種回数計（予診のみを含まない）5/9～								0 回		
（特別体制）医師の延べ時間計								0 時間		
（※）看護師等の延べ時間計								0 時間		

※本報告書の「接種回数（予診のみを含まない）」には、集団接種で
の実績は含まれない。

上記が事実と相違ないことを証明する。

医療法人 さいたま会 コバトン病院
開設者 埼玉 太郎

令和3年8月 18日

③

「医療機関名」→ 様式2のB1セルの情報が反映されます。
「開設者」→ 様式3のK48セルの情報が反映されます。

① 医療機関名を“正式名称”で入力してください。

② 各日の接種回数を入力してください。（令和3年5月9日から7月31日）

※接種に至らず、予診のみとなった場合は回数にカウントしないでください。

特別な体制を組んだ場合は、動員した「医師」、「看護師等」の延べ時間を入力してください。

【例】医師2人3時間 = 医師の延べ時間6時間（2人×3時間）

看護師2人3時間・事務職3人 = 看護師等の延べ時間15時間（2人+3人）×3時間）

③ 請求日の日付を入力してください。

3. 請求書【様式3（病院用）】を作成する。

入力を終えた様式2（病院用）を下にスクロールすると様式3（病院用）がでできます。

様式3（病院用）

令和3年8月18日

区専従機関等名称 **コバトン病院** P.4①で入力された内容が表示されます。

開設者氏名 **埼玉 太郎**

電話番号 **048-0△□-0000**

埼玉県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業に係る請求書（病院）

5月9日から7月31日の期間において、別紙報告書のとおりコロナワクチンウイルスの接種を実施したため、以下のとおり請求する。

請求金額 **¥3,529,200**

内訳

5月9日から7月31日の間
50回以上／日の接種を連日1日以上達成した連日（4連）医師・看護士

1日50回以上接種の加算 医師に係る追加交付

接種日	接種回数	接種料	接種時間	接種料	接種時間	接種料	接種時間
5月10日の連	2日	200,000円	10時間	75,500円	20時間	151,000円	40時間
5月17日の連	1日	100,000円	5時間	37,750円	10時間	75,500円	20時間
5月24日の連	1日	100,000円	10時間	75,500円	20時間	151,000円	40時間
5月31日の連	1日	100,000円	10時間	75,500円	20時間	151,000円	40時間
6月7日の連	1日	100,000円	20時間	151,000円	50時間	138,000円	138,000円
6月14日の連	1日	100,000円	30時間	226,500円	50時間	138,000円	138,000円
6月21日の連	1日	100,000円	10時間	75,500円	15時間	41,400円	41,400円
6月28日の連	1日	100,000円	5時間	37,750円	10時間	75,500円	20時間
7月5日の連	1日	100,000円	10時間	75,500円	50時間	138,000円	138,000円
7月12日の連	1日	100,000円	10時間	75,500円	50時間	138,000円	138,000円
7月19日の連	1日	100,000円	30時間	226,500円	40時間	110,400円	110,400円
7月26日の連	1日	100,000円	10時間	75,500円	15時間	41,400円	41,400円
合計	13日	1,300,000円	160時間	1,208,000円	370時間	1,021,200円	

⑤

金融機関コード	1234	支店コード	123
金融機関名	こばとん銀行	支店名	こばとん支店
預金種別	普通	口座番号	9999999
フリガナ	カイトマ タロウ		
口座名義人	埼玉 太郎		

④ 開設者氏名と電話番号を入力してください。

⑤ 協力金の振込先口座情報を正しく入力してください。

※『金融機関コード』や『支店コード』は、通帳やキャッシュカードに記載されていますが、ご不明の場合は、各金融機関にお問い合わせください。

4. 振込口座情報がわかる書類の写しの添付する。

様式3の入力が終わりましたら、下記の **添付書類貼付** タブをクリックしてください。

合計	===	1,300,000円	160時間	1,208,000円	370時間	1,021,200円
金融機関コード	1234	支店コード	123			
金融機関名	こぼん銀行	支店名	こぼん支店			
口座種別	普通	口座番号	9999999			
フリガナ	カイトマ タロウ					
口座名義人	埼玉 太郎					
病状用		添付書類貼付		+		

準備完了



シートが変わります。

【添付書類】

こちらに画像を張り付けてください。

① 振込先口座情報がわかる書類
振込口座情報の入力が正しくされているかを確認します。

- ・キャッシュカードの画像
- ・通帳の見開き画像

（作業例）

- ◆スマホやデジカメ等で写真を撮って、作業パソコンに送り、左記に貼付する。
- ◆お持ちのプリンターでスキャンし、データを左記に貼付する。

振込先口座情報がわかる書類（例）

- ・キャッシュカードの画像
- ・通帳の見開き画像
- ・ネットバンクの画面ハードコピー など

※添付する画像で文字が判別できない場合、審査ができませんのでご注意ください。

＜考え方＞

例に限らず、様式3で入力された振込先口座情報が正しいことが分かるものを貼付してください。

5. 完成した様式を提出する。

入力が終了したエクセルデータをメールで以下の【請求先電子メールアドレス】に送信してください。

【請求先電子メールアドレス】



shinsei@kobetsu-saitama.jp

※8月1日以前に請求メールをいただいても案件として
受理できません。

※ご質問等は下記の相談窓口をお願いします。

1. 件名 は「【医療機関名】 協力金の請求 」としてください。
(例:【医療法人 さいたま会 コバトン病院】 協力金の請求について)
2. 本文 に 請求担当者の情報 を入れてください。
(医療機関名 、 部署 、 担当者名 、 電子メールアドレス 、 電話番号)
※内容に不備があった場合に、ご連絡差し上げます。
3. 様式ファイルの添付漏れがないか確認してください。

6. 請求後の流れ

医療機関からの請求メールの受信確認後、事務局から受信確認メールを送信します。万が一、請求メール送信後、当日又は翌営業日（営業日：月曜から金曜）までに受信確認メールが届かない場合は、再度、上記の【請求先電子メールアドレス】宛てにご連絡ください。

請求内容に不備が無かった場合、協力金は10月末までに支払います。



【問合せ先】

埼玉県新型コロナウイルスワクチン個別接種協力金相談窓口

☎ 0570-200-745

<受付時間> 9時～18時(土日祝日を含む)



No.	項目	問い合わせ内容	回答
1	共通事項	接種回数及び特別な接種体制の確保に応じて支給される個別接種協力金は、都道府県と市町村どちらに請求するのか。 また、時間外・休日に接種を行った場合の上乗せ支給も同じように請求できるのか。	個別接種協力金（接種回数及び特別な接種体制の確保）の支給は都道府県が行います。 一方、時間外・休日に接種を行った場合の上乗せ支給は市町村が行いますので、市町村に問い合わせてください。
2	共通事項	以下①～④について、重複して請求することは可能か。 ①診療所で接種回数に応じた支給（週100回以上） ②診療所で接種回数に応じた支給（週150回以上） ③医療機関（病院・診療所）で50回以上/日接種した場合の支給 ④病院で特別な接種体制を確保した場合の支給	【診療所の場合】 ①～③は重複して請求できません。 【病院の場合】 ④は③の加算という位置付けですので、重複して請求できます。
3	共通事項	対象期間はいつからいつまでか。また、一週間の考え方は、月曜日から算定するのか日曜日から算定するのか。	5月9日から7月31日までが対象で、週の考え方は日曜日から土曜日までとしています。
4	共通事項	「診療所」と「病院」の定義は、医療法第1条の5の規定によるものと同じということでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	共通事項	高齢者施設に赴き接種するような場合（巡回接種）等は対象となるか。また、嘱託医による巡回接種も対象となるか。	個別接種であれば巡回接種も対象となります。 当該嘱託医が所属する医療機関として接種を行ったのであれば、対象となります。
6	共通事項	集団接種会場で接種した場合は対象となるか。また、診療所から大規模接種会場へ医師を派遣した場合も対象となるか。	都道府県が支給する協力金は、個別接種のみが対象となります。 ただし、集団接種会場に医師等を派遣した場合は市町村が行う支給の対象となることがありますので、市町村に問い合わせてください。
7	共通事項	対象期間内で高齢者と高齢者以外への接種が混在することが考えられる。高齢者以外への接種も回数にカウントしてよいのか。	接種者の区分等による特段の差異は設けておらず、高齢者向けのワクチン接種でなくても対象となり得ます。
8	共通事項	対象期間内の予約枠が規定の回数を超えていれば対象となるか。	接種実績に対して補助するものであり、予約枠は関係ありません。
9	共通事項	接種回数には、予診のみとなった場合も含まれるか。	予診のみとなった場合は接種を行っていないため、接種回数には含まれません。
10	共通事項	通常の診療時間外に接種を行った場合、接種回数などに特別の条件はあるか。	診療時間内に接種を行った場合と同様です。
11	50回以上/日接種	50回以上/日の計算に当たり、深夜12時を超えて接種した日があった場合は、どのように計算すればよいのか。	1日の基本の考え方は0時から24時までですが、仮に24時を跨いで連続した接種を行った場合は、24時以前の日付の分として計算してください。
12	特別な接種体制確保	実施要綱の要件では「接種を7月末までに4週間以上行った」とされているが、この「4週間」は連続する必要があるか。	連続する必要はありません。
13	特別な接種体制確保	「特別な接種体制の確保」とはどのような場合が該当するか。	通常診療とは別に、接種のための特別な体制を確保した場合であり、病院自体の増員を図ってなくても、接種専門の特別な人員を確保しているのであれば対象となります。 例えば、院内の他の診療科職員の協力を得た場合や、新たに職員を雇用した場合、コロナワクチン外来等専門部門を開設した場合等が該当します。その場合、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別を問いません。 なお、接種業務により生じる通常業務の穴埋め人員や、単にコロナワクチン接種業務を行うだけでは、対象とはなりません。
14	特別な接種体制確保	特別な接種体制とは、医師又は看護師に限定されるか。事務職員を含めてよいのか。	医師や看護師だけでなく、薬剤師や事務職員等接種業務に従事した方を対象としており、職種は限定していません。
15	特別な接種体制確保	病院のみ「特別な接種体制を確保した場合」に1人1時間あたりで支給されるが、診療所は対象となるか。診療所が対象とならない場合、なぜ病院のみが対象となるのか。	診療所は支給対象となりません。 病院が特別な体制を組んでまとまった規模の個別接種を一定期間行った場合に、集団接種に対する医療従事者の派遣事業と同様の支援を行う観点で設けられたものです。
16	特別な接種体制確保	病院に対する基準額に「1人1時間あたり」とあるが、準備や後始末の時間も含まれるか。	ワクチン接種に従事、専念している時間内で、準備や後始末を行った者の実働時間については対象となります。
17	特別な接種体制確保	50回以上/日の接種を行った週に属する日で、50回未満の接種を行った日に接種に従事した医師等の勤務時間は、支援の対象となるか。	条件を達成した週に属する50回以上/日の接種を行った日の勤務時間のみが対象となります。

埼玉県指定診療・検査医療機関 各位

埼玉県保健医療部長 関本 建二
(公 印 省 略)

お盆期間中の発熱患者等の診療日等について（照会）

日頃、発熱患者等の診療・検査体制の確保につきまして多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

埼玉県のホームページ上で診療・検査医療機関の検索ができる「埼玉県指定診療・検査医療機関検索システム」は、令和2年12月1日の稼働開始から令和3年6月末までに約91万件ものアクセスがあり、非常に多くの方にご利用いただいているところです。

しかしながら、お盆期間中は診療日や診療時間が通常と異なる医療機関も多いと考えられます。こうした情報を検索システムに掲載し、お盆期間中も発熱患者が迷わず、身近な医療機関で受診できるようにする必要があります。

つきましては、お盆期間中（8月7日（土）～15日（日））の診療日や診療時間等について、下記のとおり御回答をお願いいたします。

記

1 主な照会項目

(1) 埼玉県指定診療・検査医療機関の指定番号

※ 『『埼玉県指定診療・検査医療機関』指定通知書』の右上に「第〇〇〇〇〇号」と記載されている5桁の番号です。

(2) 医療機関名

(3) 期間中の発熱患者等の診療日、診療時間

2 回答方法

以下のホームページから、埼玉県申請・届出サービス（電子申請）で回答してください。回答に当たっては、同ページに掲載されている回答マニュアルを参考にしてください。スマートフォン、タブレットでも回答できます。

【埼玉県指定 診療・検査医療機関 お盆期間中の発熱患者等の診療日等について】

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/corona-sitei/sinryo_obon.html



（裏面に続く）

3 回答期間

令和3年7月12日（月）9：00～令和3年7月20日（火）12：00

4 留意事項

- ・ 期間中に発熱患者等の診療・検査をする場合でも、本照会に御回答をいただかないと検索システムにその情報が反映されず、検索結果として表示されませんので、御注意ください。
- ・ 検索システムの掲載イメージは、別添を御参照ください。
- ・ 御回答いただいた医療機関には、システムへの仮掲載後、7月26日の週に掲載内容の御確認をお願いする予定です。

担当 埼玉県保健医療部保健医療政策課

伊佐山・藤田・中村・渡邊

電話 048-830-7508

Mail a7500-01@pref.saitama.lg.jp

埼玉県指定診療・検査医療機関検索システム

診療所・病院詳細 《受診する際は、診療時間や備考欄をよくご確認ください。》

コバトンクリニック

コバトンクリニック

電話番号 048-830-7508

住所 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

受診対象者 受診・相談センターから案内を受けた患者や初診患者等

今回、お盆期間中に発熱患者等の診療をする場合に新たに掲載する部分です。

小児の受診 受診可

お盆期間中の
対応

診療時間の変更がある場合がありますので、来院前にお電話でご確認ください。

8月	診療	診療時間等
7日(土)	○	9:00-12:00
8日(日)	×	
9日(月)	○	10:00-11:00, 15:00-16:00
10日(火)	○	随時対応しますので、事前にお電話ください。
11日(水)	×	
12日(木)	×	
13日(金)	○	9:00-12:00, 13:00-17:00
14日(土)	○	10:00-12:00
15日(日)	×	

発熱患者への
診療対応時間

※お盆期間中(8/7~8/16)は、上記「お盆期間中の対応」をご覧ください。

曜日(対応人数)	診療時間
月曜日(30)	08:30-12:00, 13:30-17:30
火曜日(30)	08:30-12:00, 13:30-17:30
金曜日(30)	08:30-12:00, 13:30-17:30
土曜日(10)	08:30-12:00

予約方法 電話予約必要 048-830-7508

備考 ○○○○・・・

埼玉県指定診療・検査医療機関にお盆期間中の対応(検索システム関係)

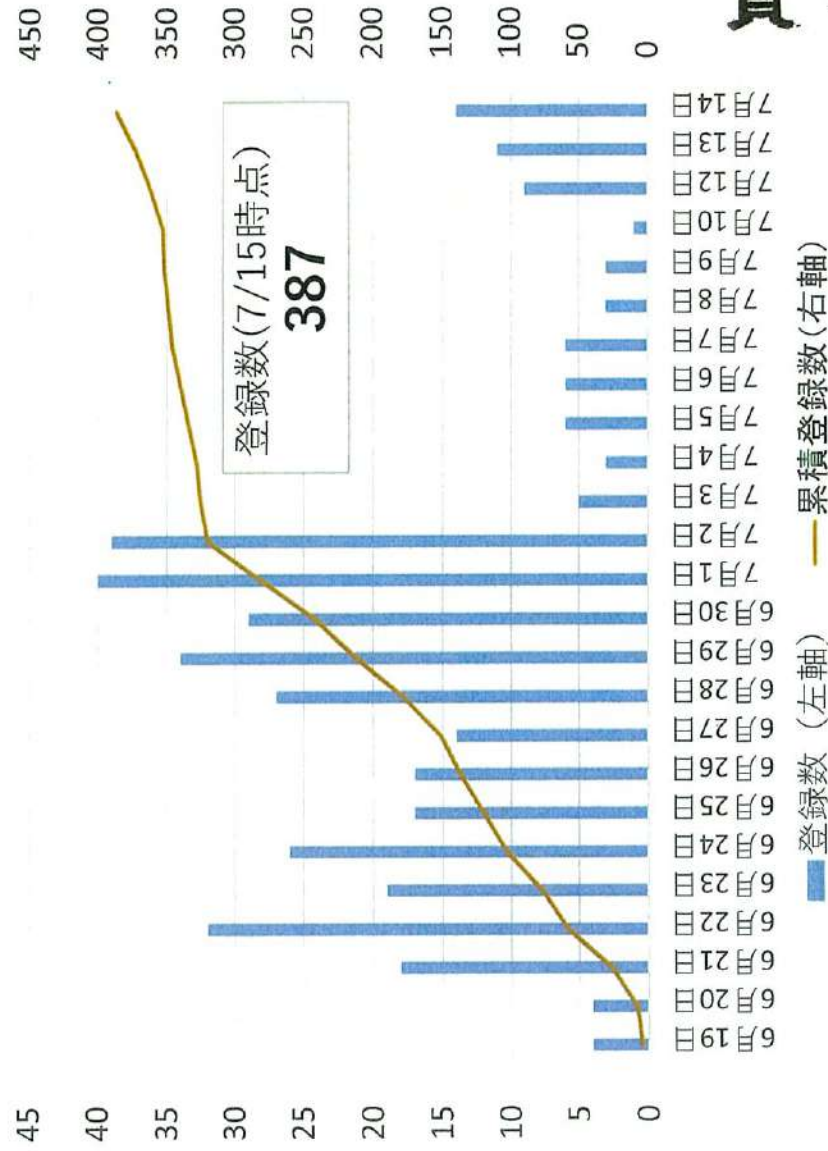
7月																8月																																																																															
5	月	火	6	7	水	8	木	9	金	10	土	11	日	12	月	13	火	14	水	15	木	16	金	17	土	18	日	19	月	20	火	21	水	22	木	23	金	24	土	25	日	26	月	27	火	28	水	29	木	30	金	31	土	1	日	2	月	3	火	4	水	5	木	6	金	7	土	8	日	9	月	10	火	11	水	12	木	13	金	14	土	15	日	16	月										
照会通知 発行																システムへ情報取り込み																医療機関へ画面確認依頼																医療機関による確認																システム お盆表示開始																システム お盆表示削除															
電子申請システム 入力期間（20日※）																情報修正 エラーチェック																お盆期間																																																															

協力医療機関の登録状況(自宅療養者の健康観察等関係)

- 7月2日の第1次締切日以降は、医療機関の登録が伸び悩みの状況。
- 7月9日に県医師会から郡市医師会に通知をしていただいた結果、登録医療機関が増加している。
- また、複数の郡市医師会に説明の場を設けていただいた。
 - 7月12日 (熊谷市)
 - 7月16日 (北埼玉、岩槻)
 - 7月30日 (本庄市児玉郡)
 - 8月 3日 (北足立郡市)

● なお、大宮・熊谷市・蕨戸田市・さいたま市与野の4医師会は、協力医療機関の選定にも協力していただくこととなっている。

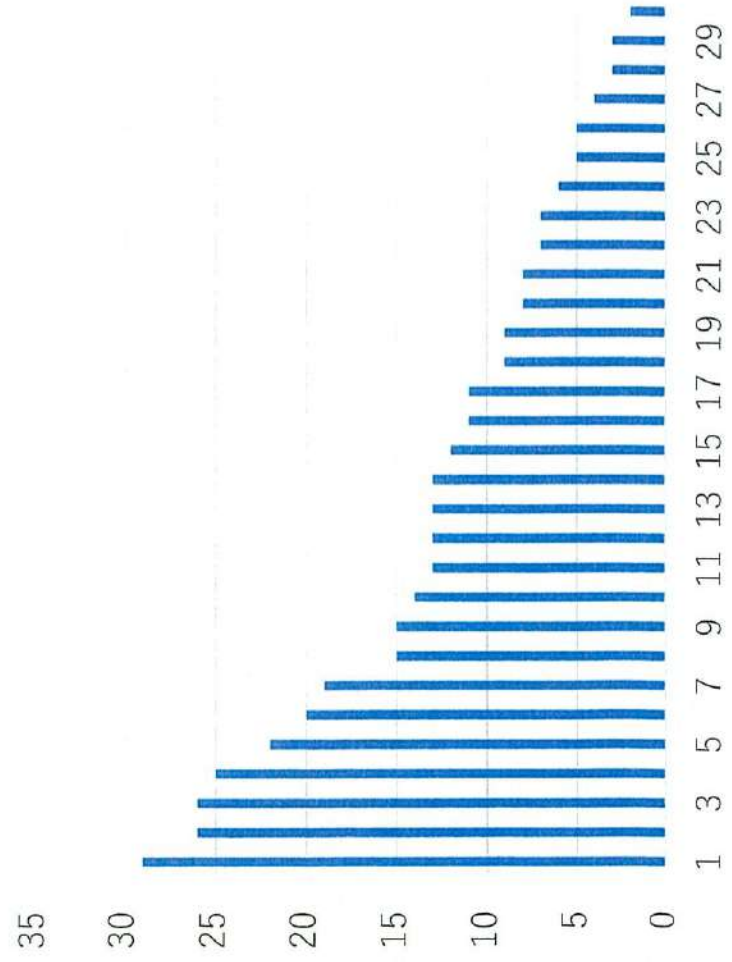
協力医療機関登録数の推移



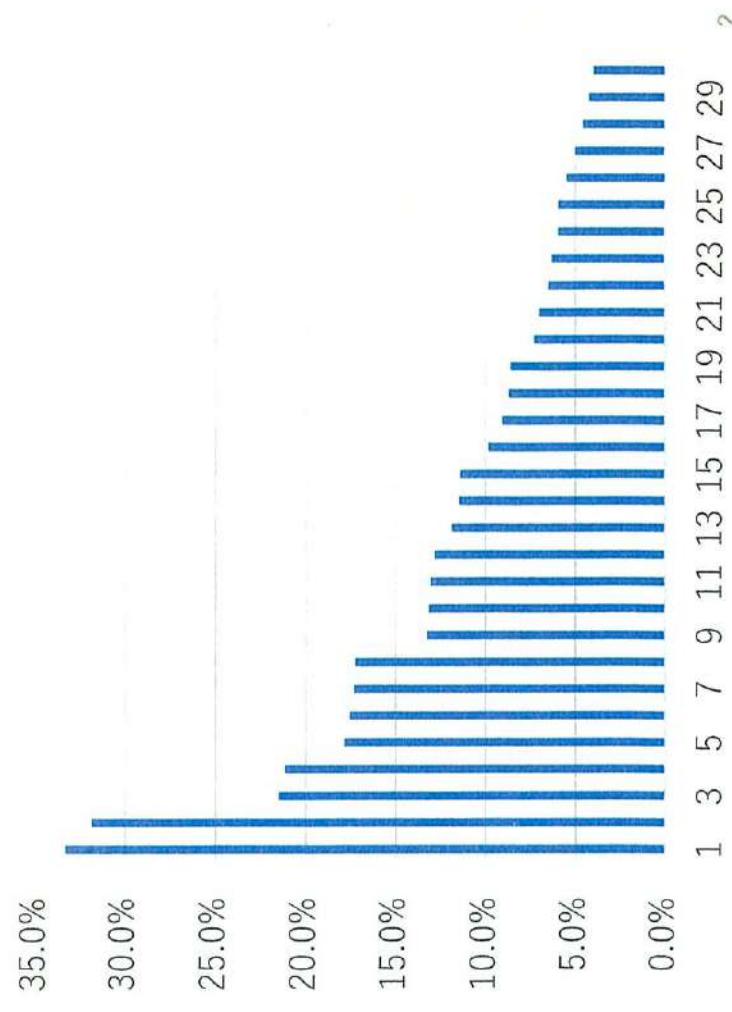
【参考】郡市医師会別の登録状況

- 協力医療機関数が最も多い郡市医師会では、29 医療機関に御登録いただいている。
- 会員の30%を超える医療機関に御登録いただいている郡市医師会も2か所ある。

協力医療機関数



会員に占める協力医療機関の割合



埼玉県宿泊・自宅療養者支援センターの概要

1 設置場所

東京都品川区

2 委託事業者

ソフィアメディ (株) ※医療関連サービス大手 エムスリー (株) の関連会社。
世田谷区や藤沢市で自宅療養者の健康観察業務を受託。

3 人員体制 (7月14日時点)

・看護師 12人
・事務職 13人
提携医療機関には24時間医師が常駐

4 業務状況

・7月7日(水)～センターによる健康観察を開始
・7月12日(月)～協力医療機関に自宅療養者の健康観察等を順次依頼
7月20日(火)以降、協力医療機関の登録数等を踏まえて、順次、ホテルの体調不良者や濃厚接触者の検査を協力医療機関に依頼させていただく予定

5 受入患者数

199人(うち協力医療機関への依頼分 17件) ※7月15日 午前9時現在